

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和3年2月26日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県が実施した多面的事業（R2年度）の監査に基づく件で、県が市に対して〇〇土地改良区及び他の改良区に対して事業の施工（作業員）の保険に対して、聞き取りした実施報告書及び関係書類全部復命書を含む 農林水産部〇〇、農山漁村振興課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年3月12日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「〇〇市役所で実施した令和2年度多面的機能支払交付金抽出検査における保険に関する書類」のうち農山漁村振興課において保有するものと特定し、当該公文書が不存在であるとして、条例第12条第3項の規定により公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年3月15日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年4月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

あるべき書類と確認した中で（以前から同団体）に保険を掛けることを以前から指導していると説明していた。それを出せと求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、審査請求人が公文書公開請求した書類を、〇〇市役所で実施した令和2年度多面的機能支払交付金抽出検査における保険に関する公文書であると特定した。

県では除草など危険を伴う共同活動の保険の加入を推進しており、共同活動における保険に未加入の活動組織に保険の加入を口頭で指導したが、多面的機能支払交付金実施要領において、共同活動における保険の加入は事業の要件として義務付けされていないことから、本件公文書は保有しておらず、本件処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年 4月30日	諮問
同 7年 6月30日 第3部会（第21回）	審議
同 年 7月29日 第3部会（第22回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関は、本件請求に係る公文書を第2の2のとおり特定し、当該公文書が不存在であるとして本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張しており、公文書の存在を争っていると解されることから、本件請求に係る公文書の保有の有無を以下検討する。

審査会において多面的機能支払交付金実施要領を確認したところ、共同活動における保険の加入は事業の要件とはされていなかった。交付金の事業の要件ではない事項については、社会通念上、それほど厳格な指導は要しないと考えられるから、保険の加入について口頭で指導し、報告書や復命書を作成していないとの実施機関の説明は不自然とはいえない。

以上により、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	